



「ご遺族の皆さんに、安心して利用していただけるように。」と協定書が取り交わされました。

6月1日から実施

狭山市規格葬儀

市では、市民の皆さんに万一ご不幸があったとき、低廉な料金で安心して葬儀ができるよう、一定の仕様と料金を定めた標準的な祭壇と葬具をセットにした狭山市規格葬儀制度を制定しました。6月1日に始まるこの規格葬儀の実施に先立ち、4月21日、市と各業者の間で協定書が取り交わされました。

規格葬儀の仕様と料金（仏式）

表1

葬祭具等	仕様 1	仕様 2
祭壇	3段飾り設営一式（施主花・四ヶ花1対、祭壇回りの室内幕を含む）	4段飾り設営一式（施主花・四ヶ花1対、祭壇回りの室内幕を含む）
棺	並棺（窓付平型）	桐棺（窓付平型）
	棺覆、棺布団（3点）防水紙、まこも、杖、草履、かたびら、数珠、足袋、手甲、きゃはん	
骨つぼ	白つぼ	るり・花柄
その他	位牌2、位牌袋2、塔婆2、七本塔婆、膳、はい帳、抹香、線香、ろうそく、故きゆう紙、忌中あんどん、高張ちょうちん1対、焼香所用具一式、受付用具（机2・椅子4・盆2）、記録帳（会葬者名簿2・香典帳2・買物帳1）標示紙（受付紙・指示紙・自動車番号紙・忌中紙）	
	式場看板1、案内看板3、事務用品一式、後飾り（線香・ろうそくを含む）放送設備一式（通夜・告別式司会を含む）	
料金	9万円	20万円

注意事項 葬祭具などは、指定葬祭業者によって異なります 表のほかに葬儀に必要な付属品、火葬料、霊きゆう車および斎場使用料は、規格葬儀の料金には含まれません 料金には、消費税が別途加算されます

規格葬儀は、表1の2種類の仕様の中からいずれかを選択し、市の指

規格葬儀の利用方法と料金

狭山市に住民登録か外国人登録をしているかたが、6月1日以降に亡くなられた際に、市の指定する葬祭業者を利用してその葬儀を行うかた。

規格葬儀を利用できるかた

規格葬儀は、表1の2種類の仕様の中からいずれかを選択し、市の指

定する葬祭業者に、利用する仕様と料金を確認のうえ、直接申し込んでください。神式・キリスト教式などの方式による規格葬儀の仕様および料金は、仏式に準じた取り扱いとなります。また、広域飯能斎場などの近隣地域で行う葬儀の場合も、規格葬儀の仕様と料金は変わりません。なお、利用料金は、指定葬祭業者に直接お支払いいただきます。

葬儀全体にかかる費用などについて

表2の6社が、規格葬儀を取り扱う、市の指定する葬祭業者です。なお、指定葬祭業者の各店舗（営業所）では、市民の皆さんからの規格葬儀や、葬儀費用などにかかわる問い合わせや相談をお受けしています。

でも事前に打ち合わせをしてください

指定葬祭業者

指定葬祭業者

表2

葬祭業社名	店舗（営業所）所在地	電話番号
(株)ミツギ	入間川2-15-24	952-2951
(株)東綜社	水野764-14	959-1355
狭山公益	狭山台1-11-9	957-1139
くらしの友 新狭山総合ホール	新狭山2-1-7	955-4440
JAいるま野 狭山葬祭センター	入間川2-24-25	953-6241
第一日典(株)	狭山台4-11-4 ホワイトプラザ303	958-1650

市民課へ内線1031・1032
問い合わせ